

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	事業協同組合から商工組合への組織変更の認可	根拠条項	第97条第2項						
審査基準	<p>第97条第2項において準用する第96条第5項の規定による事業協同組合から商工組合への組織変更の認可に係る審査基準については、第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	